

豊中市立（仮称）南校建設事業設計施工一括発注業務

第1次審査質問回答書

番号	資料	項目	質問	回答
1	募集要項	支払い条件	各年度の支払い限度額の記載はありますが、支払い条件についてご教示いただけますでしょうか。	支払い条件については、各年度の前金払及び部分払は各1回を上限とします。
2	募集要項	応募者の構成	「応募者は、設計業務、工事監理業務及び施工業務を行うことができる、共同企業体（分担施工方式）とする」となっていますが、共同企業体（分担施工方式）とは、設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、施工業務を行う者の3者による共同企業体（分担施工方式）ということでしょうか。	共同企業体の構成員は、3者に限定するものではありません。応募者（共同企業体）の構成員としては、設計業務、工事監理業務、施工業務を行うことができ、本市に本社又は本店を置く企業を3社以上含んだ複数の者で構成するものとしています。
3	募集要項	応募者の構成	応募者の構成において、構成員のみでの応募は可能であり、協力企業の参加は任意と理解してよろしいでしょうか。	応募者の構成員に協力企業は含まないため、協力企業の参加は任意となります。 募集要項 3.応募資格（1）用語の定義 「協力企業：応募者を構成する法人で、構成員から業務の一部を受託・請負する予定の者」から、「協力企業：構成員から業務の一部を受託・請負する予定の者」に訂正します。
4	募集要項	応募者の構成	「本市に本社又は本店を置く企業3社以上を含んだ複数の者で構成すること」となっていますが、構成員及び協力企業で合わせて当該企業3社以上含んでいけばよいと理解してよろしいでしょうか。	協力企業は応募者の構成員には含みません。 募集要項 3.応募資格（1）用語の定義 「協力企業：応募者を構成する法人で、構成員から業務の一部を受託・請負する予定の者」から、「協力企業：構成員から業務の一部を受託・請負する予定の者」に訂正します。
5	募集要項	応募者の構成	応募者の内、市内企業（3社）としての構成員は、分担施工方式を導入し各専門工事のみ請け負う方法で（市内企業を）3社以上含んだ複数の者で構成する事により資格要件は満たされると理解してもよろしいでしょうか。市内企業が3社よりも4社以上の方が、評価の優位性は有りますでしょうか。又その市内企業が豊中市の登録業者の有無により評価の優位性は有りますでしょうか。	応募者の構成のうち、市内企業（本市に本社又は本店を置く企業）の分担内容については問いません。 評価内容に関する質問にはお答えできません。
6	募集要項	協力企業	協力企業として、応募者を構成する法人で、構成員から業務の一部受託・請負する予定の者と有りますが、予定の者とは契約後、変更しても良いとの事でしょうか。又はそれ以外を指しているのでしょうか。	協力企業は応募者の構成員には含みません。協力企業の変更及び追加は、市内業者から市外業者への変更は認めません。 募集要項 3.応募資格（2）応募者の構成（ウ）は、「応募申込書の提出期限以降、代表企業、構成員及び協力企業の変更及び追加は、応募資格の喪失の場合など本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。」から「応募申込書の提出期限以降、代表企業及び構成員の変更及び追加は、応募資格の喪失の場合など本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。また、協力企業の変更は、本市に本店を置く企業から本市外に本店を置く企業への変更は認めません。」に訂正します。
7	募集要項	協力企業	一次審査において、協力企業が参画しなければ、資格無しになりますでしょうか。	応募資格要件は、募集要項 3.応募資格に記載のとおりです。
8	募集要項	協力企業	協力企業と一次下請企業の使い分けで、評価の優位性は有りますでしょうか。又、その協力企業と一次下請企業が豊中市の登録業者の有無により評価の優位性は有りますでしょうか。	協力企業と一次下請企業は同じものとみなします。 評価内容に関する質問にはお答えできません。
9	募集要項	応募資格要件	複数の者で設計業務、あるいは工事監理業務を行うことは可能でしょうか。可能である場合は、当該業務において少なくとも1者以上が応募資格要件を満たしていればよいと理解してよろしいでしょうか。	複数の者で設計業務又は工事監理業務を行うことは可能です。 なお、応募者の構成員として複数の者で設計業務又は工事監理業務を行う場合は、当該構成員は全て募集要項 3.応募資格（4）（ア）に記載する応募資格要件を満たす必要があります。
10	募集要項	応募資格要件	複数の者で施工業務を行う場合、1者が施工業務を行う者の応募資格要件を満たしていれば、その他の者は応募者を構成する法人の要件（共通の応募資格要件）を満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成員として複数の者で施工業務を行う場合、少なくとも1者以上が募集要項 3. 応募資格（4）（イ）に記載する要件を満たす必要があります。 その他の施工業務を行う構成員は、募集要項 3.応募資格（3）に記載する要件を満たす必要があります。
11	募集要項	応募資格要件	施工業務を行う者は、豊中市建設工事入札参加資格の認定を受けていなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	共同企業体の構成員はすべて、本プロポーザルへの応募時点では本市の入札参加資格は不要ですが、優先交渉権者決定後に入札参加資格の登録を行うものとします。
12	募集要項	応募資格要件	国又は地方公共団体が事業主体であるPFI事業において、SPCから受託した公共施設の施工実績は応募資格要件ありと理解してよろしいでしょうか。	SPCから単独で受託する施工業務で募集要項 3.応募資格(4)(イ)②に示す規模・内容に該当するものは、施工実績として認めます。また、当該事業の概要について確認できる資料を添付してください。
13	募集要項	応募資格要件	官公庁発注工事で、平成22年4月1日以降現在まで、延べ面積3,000m2以上の公共施設の新築、増築又は大規模改修工事をSPCで請け負った工事は、施工実績として認めて頂けますでしょうか。	SPCから単独で受託する施工業務で募集要項 3.応募資格(4)(イ)②に示す規模・内容に該当するものは、施工実績として認めます。また、当該事業の概要について確認できる資料を添付してください。

番号	資料	項目	質問	回答
14	募集要項	技術者の配置	(施工業務の一員で有る構成員の) 専門工事のみを請け負った市内企業は、その専門工事の期間のみに主任技術者を配置すればよろしいでしょうか。	建設業法に基づき、適切な配置を行うものとします。
15	募集要項	応募資格要件	「契約金額の100分の30以上の額を、下請や資材において本市において本店を置く企業から調達すること」とありますが、これは共同企業体の構成比率を豊中市企業3社合計で30%以上とするということではなく、下請や資材の発注を30%以上豊中市企業に行うという理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成員としての受注額は、募集要項3. 応募資格(4)(エ)に記載する「契約金額の100分の30以上の額を、下請や資材において本市において本店を置く企業から調達すること」には含まれません。
16	募集要項	応募資格要件	本市に本社又は本店を置く企業が構成員として応募者となった場合、当該企業が請負う又は受託する金額は、市内金額の育成に寄与するための契約金額の100分の30以上に含まれると理解してよろしいでしょうか。	応募者の構成員としての受注額は、募集要項3. 応募資格(4)(エ)に記載する「契約金額の100分の30以上の額を、下請や資材において本市において本店を置く企業から調達すること」には含まれません。
17	募集要項	応募資格要件	本市内企業の育成に寄与するため、契約金額の100分の30以上の額を、下請や資材において本市において本店を置く企業から調達することとありますが、共同企業体の構成員が担当する工事金額が寄与できるかご教示いただけますでしょうか。	応募者の構成員となる市内企業は、募集要項3. 応募資格(4)(エ)に記載する「本市において本店を置く企業」には含まれません。
18	募集要項	応募資格要件	市内企業から資材を調達する場合、一次商社でも二次商社でも、契約金額の30%以上にカウントされますでしょうか。	募集要項3. 応募資格(4)(エ)に記載する条件は、一次に限定するものとします。
19	募集要項	事業スケジュール	既存建物解体、地中埋設物除去、土壌汚染対策工事の着手可能時期は、千成小学校移転終了後の令和5年4月以降と理解してよろしいでしょうか。工期、工程計画を検討するにあたり、上記工事の着手可能時期をご教示願います。	現場作業着手可能時期は、令和5年(2023年)5月以降を予定していますが、移転の状況によっては時期の変更があります。
20	募集要項	事業スケジュール	千成小学校移転後(令和5年4月以降)で有れば、既存建物解体、地中障害物撤去、土壌汚染対策工事に着手してもよろしいでしょうか。	現場作業着手可能時期は、令和5年(2023年)5月以降を予定していますが、移転の状況によっては時期の変更があります。
21	募集要項	事業スケジュール	仮契約及び本契約は、いつ頃お考えでしょうか。	仮契約は令和4年(2022年)4月、本契約は令和4年(2022年)8月を予定しています。
22	募集要項	プロポーザルのスケジュール	二次審査質問書の回答日(令和4年2月4日)から技術提案書及び見積書の提出締切日(令和4年2月28日)まで期間が短いので、質問書受付締切日と同回答を早めていただければ幸いです(質問回答を受けての提案内容及び見積書内容の変更・修正に相応の期間を要するため)。	募集要項に記載のスケジュールのとおり実施します。
23	募集要項	プロポーザルのスケジュール	二次審査質問書の受付締切と回答の時期が提案書提出約1か月前となり、回答内容が提案書に反映することが難しい工程です。一次の質疑時点に、二次質疑を行いますので早期の回答をお願い致します。	募集要項に記載のスケジュールのとおり実施します。
24	募集要項	選定手続き	技術提案書に対するプレゼンテーションとヒアリングは、公募資料の「審査基準」に記載されている面接審査のことでしょうか。	募集要項4.事業者の募集及び選定手続き等(2)に記載する「技術提案書に対するプレゼンテーションとヒアリング」は、審査基準に記載する「面接審査」と同じものとなります。
25	募集要項	選定手続き	応募書類(参加表明書、参加申出書及び資質表明書等)と記載されていますが、参加表明書、参加申出書及び資質表明書等とは様式第1号～様式第8号及び各様式に添付する書類と理解してよろしいでしょうか。	募集要項4.事業者の募集及び選定手続き等(2)に記載する「応募書類(参加表明書、参加申出書及び資質表明書等)」は、応募書類作成要領に基づき提出される書類全般を指します。
26	募集要項	審査	一次審査により二次審査への応募を求める者を選定するとなっておりますが、一次審査評価点数にかかわらず応募資格要件を満たしていれば二次審査に応募できると理解してよろしいでしょうか。	二次審査に進める事業者は、3者程度とします。
27	募集要項	審査	応募者が1者の場合でも一次審査は実施されるのでしょうか。	応募者が1者の場合でも一次審査を実施します。
28	募集要項	審査	一次審査の結果、二次審査の応募資格があると認められた者が1者の場合でも二次審査は実施されるのでしょうか。	一次審査の結果、選定事業者が1者の場合でも二次審査を実施します。
29	募集要項	審査結果	一次審査結果の通知において、応募資格の有無のみ通知するのか、又は評価点数も通知するのかご教示願います。	一次審査の結果通知内容は、一次審査の選定結果のみとなります。
30	募集要項	審査結果	(5)(イ)一次審査結果通知において、自社の配点は公表されると考えて宜しいでしょうか。	一次審査の結果通知内容は、一次審査の選定結果のみとなります。評価点数は公表しません。
31	募集要項	事業者選定委員会	本事業に係る評価委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと、とされていますが、本規定に抵触するかの確認をするために当該審査委員の公表をお願いします。	事業者選定委員会の委員については公表しません。
32	募集要項	事業者選定委員会	失格事項として、「企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めるとき」との規定がありますが、ここでいう審査委員会とは本募集要項等で記載されている評価委員会、事業者選定を審査する事業者選定委員会と同一のものでしょうか。	募集要項4.事業者の募集及び選定手続き等(8)(ア)⑩に記載する「審査委員会」とは、「事業者選定委員会」と読み替えます。
33	募集要項	事業者選定委員会	本事業に係る評価委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと、とされていますが、評価委員会とは事業者選定を審査する事業者選定委員会と同一のものでしょうか。	募集要項3.応募資格(3)(ケ)に記載の「評価委員会」とは、「事業者選定委員会」と読み替えます。

番号	資料	項目	質問	回答
34	募集要項	失格事項	(ア)失格事項⑩で「企画提案にあたり著しく信義に反する行為等」とありますが、具体的にどのような行為をいうのかご教示いただけませんか。	個別具体の事案の内容に鑑みて事業者選定委員会で判断することになります。
35	募集要項	事業契約書	事業契約書(案)の事前公表の予定はありますでしょうか。本事業は通常の競争入札ではなく、設計・施工一括方式公募型プロポーザルであるため、応募にあたり事前に事業契約の内容を確認したいため、事業契約書(案)の事前公表をお願いします。	本事業の契約書は公表しません。
36	募集要項	事業契約書	事業契約書は設計業務、工事監理業務、施工業務、全ての業務を包含した事業契約書となるのでしょうか。その場合、事業契約締結当事者(捺印者)について、事業者側は構成員全て(設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、施工業務を行う者)となるのでしょうか。	本事業の契約書は、全ての業務を包含した請負契約書とし、受注者(共同企業体)として代表者の記名・押印を必要となります。
37	募集要項	リスク分担	リスク分担案にて、土壤汚染に関するものは市のリスク負担となっていますが、土壤汚染に関してどのような事象を市のリスクと想定されているかご教示願います。	土壤汚染に関するもので市のリスク負担となるものは、提供している資料で把握できない部分に起因するものとなります。
38	募集要項	リスク分担	リスク分担案の環境問題リスクにおいて、調査、設計、建設、解体等における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するリスク負担は事業者、それ以外の土壤汚染に関するリスク負担は市と理解してよろしいでしょうか。	リスク分担は、募集要項5.市と事業者の責任分担(2)に記載のとおりです。
39	募集要項	リスク分担	土壤汚染対策に関して現段階で市において想定されている平面範囲、深度、対策方法があればご教示願います。	提供している資料を基に提案することとします。
40	募集要項	リスク分担	リスク分担案の不可抗力リスクにおいて「通常予見可能な範囲」を具体的に教示いただけませんか。	個別具体の事案の内容に鑑みて判断することになります。
41	募集要項	リスク分担	リスク分担案の債務不履行リスクにおいて「サービスレベルの回復の見込みがない場合」とありますが、具体的に何日程度以内に治癒改善できなければ債務不履行と認定されることになるのでしょうか。	個別具体の事案の内容に鑑みて判断することになります。
42	募集要項	リスク分担	リスク分担案の物価変動リスクにおいて記載されている「一定の範囲」を具体的に教示願います。また「一定の範囲」を超えた場合の物価変動に伴う費用増減の算定方式、算定式をご教示願います。	国からの要請を踏まえ、本市においても、インフレスライド条項(建設工事請負契約書第26条第6項)を適用すると判断した場合、その内容に準拠します。
43	募集要項	リスク分担	事業契約後に事業者が実施する土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査を行った結果、市が提示した地中埋設物調査(土壤汚染調査)では予測不可能な用地の瑕疵により建設費が増大した場合は市のリスクと理解してよろしいでしょうか。	リスク分担内容は、募集要項5.市と事業者の責任分担(2)に記載のとおりです。
44	募集要項	リスク分担	リスク分担案の測量・調査に関して、公募資料にて資料4現況平面図がPDF公表されていますが、より正確な建築プラン等を作成するためにもデータでの公表をお願いします。	測量・調査に関する図面データについては、契約締結後に受注者へ貸与するものとします。
45	募集要項	現地見学会	現地見学会以外で無断に敷地内に入らないことと記載されています。現地見学会はいつ、何回予定されているのでしょうか。	募集要項6.その他には「現地見学会以外で…」と記載していますが、現在のところ、現場見学会の実施は予定していません。
46	募集要項	評価方法	施工業務の施工実績ですが、複数の者で業務を行う場合は、少なくとも1者以上が持っていれば良いとの事ですが、それ以外の構成員も持っていれば、評価の優位性は有りますでしょうか。	評価内容に関する質問にはお答えできません。
47	要求水準書	土壤汚染対策	過去の豊中市議会資料において、本事業敷地の履歴調査資料ではせんりこども園には工場があったと記されています。的確な土壤汚染対策を提案するためにも当該地歴調査資料の公表をお願いします。	提供資料は、豊中市ホームページに公表している資料が全てとなります。
48	要求水準書	土壤汚染対策	過去の豊中市議会資料において、「千成小学校での過去の調査から地中に瓦礫があることが想定されている」と記されています。当該過去資料の公表をお願いします。	提供資料は、豊中市ホームページに公表している資料が全てとなります。
49	要求水準書	土壤汚染対策	過去の豊中市議会資料において、事業費(129.5億円)の内訳の中で「地下埋設物・土壤汚染対策費」が記されています。地下埋設物対策(瓦礫等の撤去・処分費)に関して、想定されている地下埋設物(瓦礫等)の量(トン数)及び費用をご教示願います。今回公表されている資料で地下埋設物(瓦礫等)の量及び対策費用を算定するには事業者リスクが大きく過大な見積りにならないものと思料します。	地下埋設物・土壤汚染対策について、豊中市ホームページに提供している資料を基に提案するものとします。なお、処分については、関係法令に基づき適切に処分するものとします。
50	要求水準書	地中埋設物	瓦礫等の地中埋設物の撤去・処分範囲は、新築工事での杭施工及び基礎施工に支障となる範囲と考えてよろしいでしょうか。	瓦礫等の地中埋設物の撤去・処分は、提案プランに応じた地中構造物(杭等の基礎)の設置に必要な範囲を関係法令に基づき適切に処分するものとします。

番号	資料	項目	質問	回答
51	要求水準書	道路	西側道路及び北側道路の一部に幅員が4 mに満たない部分があります。その部分は道路後退をする想定でしょうか。	北側の道路は車道の線形を整え、歩車分離し整備する予定で道路管理者と協議しています。詳細は豊中市土地利用の調整に関する条例に基づく手続きの中で、協議し管理移管も含め決定することとしています。 西側の道路について歩車分離までは想定していませんが、北側道路と同様の考え方です。一部過去に不法投棄の関係から車両の通行を制限しているところもあり、今後近隣の意見もふまえながら整備手法を確定していきたいと考えています。なお、擁壁の状態が良い状態ではありませんので、擁壁を築造しなおす前提で計画してください。
52	要求水準書	道路	接道条件の道路幅員に関して、敷地周囲の主たる道路幅員をお示しいただけないでしょうか。	北側の道路：現状の幅員は5m～8mですが、計画に際しては、No.51の移管をふまえた幅員での計画を求めます。 東側の道路：都市計画道路穂積菰江線が整備済みで、16mです。 南側の道路：都市計画道路神崎刀根山線が整備済みで、18mです。 西側の道路：現状の幅員は3.94m～4.2mですが、No.51の移管をふまえた幅員での計画を求めます。
53	要求水準書	施設の活用	課外活動等において、屋外運動場の夜間利用は想定されますか。	屋外運動場の夜間利用は想定しています。
54	要求水準書	施設の活用	動物飼育小屋で飼育する動物は何を予定されていますか。	動物飼育小屋で飼育する動物は、学習指導要領に準じた動物の飼育を想定しています。
55	要求水準書	施設の活用	給食や食材を搬出入する車両のうち最も大きいものの大きさをご教示ください。	給食センターへの納入事業者が利用されている車両のうち、最も大きいもので積載量3t程度となっています。
56	要求水準書	施設の活用	現在想定されている学年ごとの授業時間（何時に何時限目が開始し、何時に終わる等）をご教授ください。	時程など運営手法については、これから検討することとしています。ただ、学年に応じ45分授業と50分授業が異なることや休憩開始時間、休憩時間が異なることなどを前提に計画をしてください。参考として市内の多くの小中学校では8時30分から朝の学習・朝の会が開始されます。
57	要求水準書	災害対応	BCPIに停電対応は含まれると考えて良いでしょうか。また、大規模災害時の避難者数に想定があればご提示ください。	BCPIに停電対応は含まれます。避難者数については、要求水準書や公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目を参考に屋内運動場の面積を計画するものとしませんが、1人/4㎡（危機管理課基準）を前提に計画してください。
58	要求水準書	施設の活用	普通教室の一部を地域連携ゾーンに含めて計画するとありますが、その教室は昼間は通常の授業で使い、放課後には地域連携ゾーンとして使い分けられるものと考えてよろしいですか。	開校当初は普通教室に余裕を持たせて計画しているため、ご質問のような運用や土日祝での運用方法など、地域連携を含め合理的かつ多様な学校運営ができるよう提案をしてください。
59	要求水準書	放送設備	CS放送とは、110° CSだけでなく、124° CS・128° CSも含むことと考えるますか。	CS放送とは110° CS及び124° CS・128° CSを含むものとし、将来視聴可能なように配線を行うこととします。
60	要求水準書	放送設備	学年毎に校内放送を別系統とするようになっていますが、各学年が共用で利用する室・廊下・職員室等の扱いはどのように考えれば良いでしょうか。	廊下については階ごと、職員室や各学年の共用利用室は、それぞれ単独で放送ができるようにしてください。
61	要求水準書	通信システム	とよなか同報通信システムの移設等、適切な工事方法を御指示ください。	とよなか同報通信システムの機器類の取外し、再取付は別工事となりますが、本市担当課（危機管理課）と調整を行うものとします。それ以外の残置物の撤去は全て本業務に含まれます。
62	要求水準書	施設の活用	プール施設の使用期間をお教えください。	プール施設の使用期間は、部活動の利用もありますので、およそ5月初めから9月末までを前提としてください。
63	要求水準書	電波障害対策	電波障害等の諸影響を調査し、対応策を実施すること、とあります。対応範囲は予測をし、対応策の工事費を見積価格に盛り込むものと考えてよろしいですか。	業務範囲は、電波障害等の発生予測のための調査と、その調査結果を基に、対応策の検討と、近隣地域への折衝と対策工事を含むものとし、なお、対応策として有線通信事業者を活用する提案をする場合は、その事業者と対象となる住宅等との通信契約は本事業に含まれないものとします。
64	要求水準書	土壌汚染対策	土壌汚染調査を実施し、調査結果に応じた対策を講じる、とあります。土壌汚染対策については、地中埋設物の調査報告書を参考に、対策工事を予測し、見積価格に盛り込むと考えればよろしいでしょうか。	土壌汚染対策については、提供資料を参考とし、建物計画に応じて提案するものとします。なお、土壌汚染対策費は価格提案に含まれるものとします。
65	要求水準書	解体業務	地中障害物（既存躯体・既存杭）は、すべて撤去ではなく新築建物に干渉する範囲のみ撤去としてよろしいでしょうか。	既存建築物に関わる構造物・設備配管等は、地中埋設物に関わらず全て解体・撤去処分とします。
66	要求水準書	解体業務	既存施設の解体において、地中の既存杭及び基礎コンクリートについては全撤去でしょうか。	既存建築物に関わる構造物・設備配管等は、地中埋設物に関わらず全て解体・撤去処分とします。
67	要求水準書	擁壁	擁壁（延長約580 m）を原則としてすべて解体・撤去とありますが、これは老朽化により撤去後に新たに整備すると思われるよろしいですか。	全ての擁壁は、解体・撤去し、本計画に伴い開発許可その他関係法令に適合するよう整備するものとします。
68	要求水準書	擁壁	擁壁は撤去とありますが、撤去後のレベル差解消や、段差の処置、擁壁やフェンス基礎の再構築等、計画提案によると考えてよろしいでしょうか。	全ての擁壁は、解体・撤去し、本計画に伴い開発許可その他関係法令に適合するよう整備するものとします。

番号	資料	項目	質問	回答
69	要求水準書	既存樹木	提案内容に影響しますので、記念樹の場所、樹種及び大きさ等をご指示ください。	記念樹及び記念工作物等の移設はありません。ただし、環境政策課より既存樹木の利用などの指導・助言を受けることを想定してください。
70	要求水準書	敷地面積	要求水準書において敷地面積は16,555㎡（小学校14,653+こども園1,902）ですが、丈量図によると18,651㎡（小学校15,804+こども園2,623+大字菰江財産区224）です。2,000㎡以上の乖離がありますが、丈量図を正として宜しいですか。要求水準書が正の場合は正確な敷地境界をご指示願います。	敷地面積は、丈量図の18,651㎡を正とします。
71	要求水準書	施設規模	要求水準書に記載されている延床面積は19,200㎡（給食調理室1,200㎡含む）ですが、必要諸室が同等である庄内さくら学園（以下北校）は約20,900㎡であり、給食調理室を除くと学校機能において約2,900㎡程度延床面積に差があります。本事業においては、「北校と同等以上の機能」を確保した上で「大幅な面積縮小」を行うと考えて宜しいでしょうか。	計画にあたっては、要求水準書及び公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目を参考に検討してください。（仮称）庄内さくら学園では南部コラボセンターの計画やあいさつロードの計画もあるため、一概に比較することは難しいものと理解しています。トイレや廊下など共用部分をどのように計画されるかと理解しています。
72	要求水準書	児童・生徒人数	再編される3小学校及び1中学校の令和3年度の児童・生徒数は合計1,044人ですが、要求水準書の施設規模においては1,600人となっています。現況の1.5倍程度の想定になっていますが、下足スペース等共用部の計画においては大切な前提条件となるので、将来構想としての根拠があればご教授願います。	開校当初の想定学級数は1学年4学級が基本と想定しています。構想という訳ではありませんが、前期課程が令和7年までの35人学級化に続き、文部科学省において後期課程についても少人数化の検討も進められているとの情報があることやマンション建設など住宅開発があった場合に学校規模は大きく影響を受けるため、1学年5学級を前提に必要な諸室を明記しました。以上の考え方から、教室数から想定した場合の最大の児童生徒数が約1,600人としています。（前期 6学年×35人×5学級=1,050人+後期 3学年×40人×5学級=600人）
73	要求水準書	給食配膳室	給食調理場の要求面積の中に、各階の配膳室の面積も含まれますでしょうか。	各階の配膳室の面積は、給食調理場の要求面積には含まれません。
74	要求水準書	駐車・駐輪スペース	駐輪場については生徒・職員用として何台分必要でしょうか。駐車スペースは緊急車両用のみで来客などは必要ありませんか。必要な場合は何台分必要かご指示ください。また、遠方の子どもについて車で送り迎えがある場合の寄り付き等は設けなくても宜しいでしょうか。	駐輪場について、要求水準書のとおりとしています。また、駐車スペースは、緊急車両用及びその他管理車両用としています。
75	要求水準書	撤去材の返却	撤去材で市に返却するものがあればご指示ください。	撤去材のうち返却を求めるものの想定はしておりません。
76	要求水準書	什器・備品等	什器・備品等の撤去は別途工事としてよろしいでしょうか。	什器・備品等の撤去は、別途の発注を予定しています。
77	要求水準書	什器・備品等	什器・備品等の流用移設は別途工事としてよろしいでしょうか。移設工事が本工事の場合、移設物リストを御提示ください。	什器・備品等の流用移設は、別途の発注を予定しています。
78	要求水準書	什器・備品等	本業務の要求水準に記載のない什器備品は別途と考えて宜しいでしょうか。（児童生徒の机イスや職員室の机イス等）	本業務の要求水準に記載のない什器・備品は、別途の発注を予定しています。
79	要求水準書	構内情報通信整備	配管配線及び情報コンセントを設置することとなっていますが、高速無線LANサービス（別契約）との工事区分を御教授ください。無線LAN以外のハブ、ルーター等についても、工事区分を御教授ください。情報通信環境の構築に係る設計業務は本業務外の範囲と考えてよろしいですか。また、別契約と書かれている高速無線LANサービスとは、本業務体制における情報通信事業者と保守等の契約を別に締結すると考えてよろしいでしょうか。	通信事業者との財産境界点を工事区分点とします。アクセスポイント、ハブ、ルーター等、構内情報通信網の構築については、本業務に含まれます。情報通信網の構築に係る「設計、施工」は本業務に含まれますが、システム設計やサーバー等の構築は、業務対象外です。情報通信事業者と保守等の契約は行いません。
80	要求水準書	残土処分地の指定	汚染土以外の一般残土は処分地に指定はなく、場外自由処分としてよろしいでしょうか。	汚染土以外の一般残土の処分地は、原則として公共処分場とします。但し、民間処分地とする場合、参考資料2の中から選定することも可能とします。
81	資料1-1必要諸室リスト	アリーナ	大アリーナ及び小アリーナ共に天井高が12.5m以上と記載されていますが、庄内さくら学園（以下北校）は大アリーナが梁下約9m、小アリーナは2倍以上の差があり、計画や工事費に大きな影響があるため、天井高については北校と同等と考えて宜しいでしょうか。	バレーボールなどの競技が支障なく行なうことができる想定で高さを規定しました。小アリーナの場合についても同じ考えですが、計画上やむを得ない場合で学校運営上に配慮した提案の場合は（仮称）庄内さくら学園と同様の考え方をすることを可能とします。
82	資料1-1必要諸室リスト	アリーナ	大アリーナと小アリーナの天井高が12.5m以上となっており、それぞれ北校（庄内さくら学園）よりも高くなっています。12.5m以上確保する理由があればご教示ください。	バレーボールなどの競技が支障なく行なうことができる想定で高さを規定しました。小アリーナの場合についても同じ考えですが、計画上やむを得ない場合で学校運営上に配慮した提案の場合は（仮称）庄内さくら学園と同様の考え方をすることを可能とします。
83	資料1-1必要諸室リスト	アリーナ	大アリーナの観覧スペースは固定席が必要ですか。それとも立ち見が出来るギャラリー程度で宜しいですか。又、観覧人数についてもご指示ください。	立ち見が出来る程度を想定しています。観覧人数の指定はありません。
84	資料1-1必要諸室リスト	通級指導教室	通級指導教室は、他校からの通級を想定されていますか。それとも本校内の通級指導ですか。また障がい種別についてもご教示ください。	他校から（仮称）南校への通級指導教室へ通うことは希望があれば可能としています。なお、通級教室によって行われる指導等は、学校教育法施行規則に基づいて行われます。

番号	資料	項目	質問	回答
85	審査基準	事業者選定委員会	一次審査及び二次審査は、事業者選定委員会のみで審査されますでしょうか。その委員会以外の方が審査に加わる事は有りますでしょうか。	審査方法は審査基準に記載のとおりです。
86	審査基準	審査結果	公平性の観点から、一次審査結果通知書や二次審査結果通知書には、点数は公表して頂けますでしょうか。仮に、受領した通知書に公表して頂けない場合、いつ頃、どの様な形で公表をお考えでしょうか。	評価点数は匿名で公表しますが、審査結果通知書には評価点数は記載しません。本プロポーザルの審査結果については、優先交渉権者の選定後、豊中市ホームページに掲載する予定です。
87	審査基準	審査結果	公平性の観点より、優先交渉権者及び次点候補者の点数は、公表して頂けますでしょうか。その場合、いつ頃どの様な形でお考えでしょうか。応募者が3者以上有った場合も、同様にお聞かせ頂けませんでしょうか。	評価点数は匿名で公表します。本プロポーザルの審査結果については、優先交渉権者の選定後、豊中市ホームページに掲載する予定です。
88	審査基準	評価方法	1次審査項目で、1事業者の規模・業務実績、2担当者の資格・経験年数・業務実績、3実施体制の配点ですが、細分化されておられますでしょうか。細分化しておられましたら、公平性の観点より、公表して頂けますでしょうか。	評価内容に関する質問にはお答えできません。
89	審査基準	評価方法	2次審査項目で、市内企業の育成に寄与する体制と記載されておられますが、実施体制の市内企業が3社以上含まれているか、又は契約金額の30%以上を下請や資材において豊中市内企業から調達することなのか、どちらを指しておられますでしょうか。	評価内容に関する質問にはお答えできません。
90	審査基準	処分歴	過去3年以内の処分歴で、業務停止処分とは営業停止処分と考えてよろしいでしょうか。	審査基準に記載する「業務停止処分」には営業停止処分を含むものとします。
91	審査基準	価格評価算定式	見積価格（見積書）の評価は、評価基準において価格評価算定式により算定となっておりますが、算定式は公表されるのでしょうか。技術提案、価格提案に際して参考にする、また公平性、透明性を鑑み公表をお願いします。	価格評価算定式は下記のとおりとなります。（少数点以下は切り下げ） a:業務限度額、b:提案価格、c:a×0.7、d:a×0.6、e:a×0.5 b > a の場合：失格 a ≧ b > c の場合：(a-b)/(a-c) × 15 + 10 c ≧ b > d の場合：25 d ≧ b > e の場合：(b-e)/(d-e) × 25 e ≧ b の場合：0
92	審査基準	価格評価算定式	公平性の観点より、価格評価算定式は、公表して頂けますでしょうか。	価格評価算定式は下記のとおりとなります。（少数点以下は切り下げ） a:業務限度額、b:提案価格、c:a×0.7、d:a×0.6、e:a×0.5 b > a の場合：失格 a ≧ b > c の場合：(a-b)/(a-c) × 15 + 10 c ≧ b > d の場合：25 d ≧ b > e の場合：(b-e)/(d-e) × 25 e ≧ b の場合：0
93	審査基準	価格評価算定式	価格評価算定式をお示してください。	価格評価算定式は下記のとおりとなります。（少数点以下は切り下げ） a:業務限度額、b:提案価格、c:a×0.7、d:a×0.6、e:a×0.5 b > a の場合：失格 a ≧ b > c の場合：(a-b)/(a-c) × 15 + 10 c ≧ b > d の場合：25 d ≧ b > e の場合：(b-e)/(d-e) × 25 e ≧ b の場合：0
94	応募書類作成要領	全般	提出する応募書類（各様式）は、構成員に関するもののみで、協力企業に関する応募書類の提出の必要はないと理解してよろしいでしょうか。	応募書類に関する内容は、応募書類作成要領のとおりです。
95	応募書類作成要領	全般	応募書類ファイルに記入する事業者名〇〇〇は代表企業の名称を記入すればよろしいでしょうか。	正本の表紙及び背表紙に件名、事業者名等記載ください。その際の事業者名は代表企業の名称を記載ください。副本には、応募事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用できません。
96	応募書類作成要領	全般	副本は、応募事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。又、既に表示されている書類は、黒く塗抹すると有りますが、会社パンフレット、建設業許可、施工実績書類も黒く塗抹するのでしょうか。応募書類に有ります様式で記載する名称、ロゴマークにおいても黒く塗抹するのでしょうか。	副本は、指定様式及び添付資料全てにおいて、応募事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等はしないこと。なお、既に事業者名、印影等が表示されているパンフレット等の書類については、該当部分を黒く塗抹した上でコピーを提出することとします。
97	応募書類作成要領	全般	副本は、応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用せず、既に表示されている書類は該当部分を黒く塗抹することとなっておりますが、様式本文及び各様式に添付する書類（会社案内・会社組織図・建設業許可証・経審等）において、応募事業者名・住所・連絡先・実績書類での業務名等全て該当部分を黒塗抹するのでしょうか。（例えば新築工事が多い場合は高評価）	副本は、指定様式及び添付資料全てにおいて、応募事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこととしています。なお、既に事業者名、印影等が表示されているパンフレット等の書類については、該当部分を黒く塗抹した上でコピーを提出することとします。

番号	資料	項目	質問	回答
98	応募書類作成要領	全般	副本の写しはカラー、白黒の指定はありますでしょうか。	副本の写しは、カラー、白黒の指定はありません。
99	応募書類作成要領	技術提案概要書	一次審査における評価基準／評価項目において、「実施体制（本市への連絡・調整・報告が速やかに行われる体制が整えられている、他）」がありますが、実施体制に係る事項は、一次審査書類の「技術提案書（任意）」に記載すればよろしいでしょうか。	応募書類に関する内容は、応募書類作成要領のとおりです。
100	応募書類作成要領	技術提案概要書	一次審査における「技術提案概要書」は、提出は任意で、一次審査の評価基準に挙がっていません。一次審査で提出した場合に評価点にはならないと考えてよろしいですか。	応募書類作成要領に基づき提出された応募書類は審査対象となります。評価内容に関する質問にはお答えできません。
101	応募書類作成要領	技術提案概要書	●技術提案概要書※提出任意と記載がありますが、審査基準には評価点が御座いません。評価点には該当しないと考えると宜しいでしょうか。また二次審査での提案書の方針、計画など変更があった場合も、二次審査には影響しないと考えると宜しいでしょうか。	応募書類作成要領に基づき提出された応募書類は審査対象となります。評価内容に関する質問にはお答えできません。
102	応募書類作成要領	技術提案概要書	技術提案概要書の提出は任意となっていますが、一次審査での評価対象となるのでしょうか。	応募書類作成要領に基づき提出された応募書類は審査対象となります。評価内容に関する質問にはお答えできません。
103	応募書類作成要領	技術提案説明書	技術提案説明書の基本プランの縮尺は、適宜自由と考えるとよろしいでしょうか。	技術提案説明書の基本プランの縮尺は、指定ありません。
104	応募書類作成要領	技術提案概要書 技術提案説明書	技術提案概要書及び技術提案説明書作成において、文字の大きさに指定がある場合はご提示願います。	技術提案概要書及び技術提案説明書において文字の大きさに指定はありません。
105	応募書類作成要領	業務実績	業務実績の記載は、新築工事、改築工事、改修工事の順、施設の所在地順及び設計（施工）年月日の新しい順となっていますが、記載順が審査評価の優劣となるのでしょうか。	様式第5号における業務実績の記載順は、応募書類作成要領に記載のとおりです。評価内容に関する質問にはお答えできません。
106	応募書類作成要領	業務実績	業務実績の記載は、新築工事、改築工事、改修工事の順と有りますが、募集要項P 7.3. (4) . (イ) ②に記載が有ります新築、増築又は大規模改修工事を施工した実績と有りますが、どちらが正でしょうか。若しくは、新築、増築、大規模改修又は改築工事が施工実績でしょうか。	設計業務・工事監理業務を行う者の場合は、新築、増築、改築の順とし、施工業務を行う者の場合は、新築、増築、大規模改修の順とします。
107	応募書類作成要領	業務実績	①新築、改築、改修の順、②施設所在地の順、③竣工年月日の新しい順と有りますが、記載する施工業務実績順位により評価の優位性は有りますでしょうか。	様式第5号における業務実績の記載順は、応募書類作成要領に記載のとおりです。評価内容に関する質問にはお答えできません。
108	応募書類作成要領	業務実績	●応募者の受託業務実績、●業務責任者及び各配置予定管理技術者の業務実績にて、(1) 実績3件までとの記載がありますが記載件数により配点が変わりますでしょうか。(3) 大阪府におけるものも同様の配点でしょうか。	評価内容に関する質問にはお答えできません。
109	提案書類作成要領	補助金	補助金活用の有無について活用する名称・概要を記載することとありますが、どのような補助金を想定されていますでしょうか。	多くの補助金の対象となるように提案をするものとします。
110	提案書類作成要領	技術提案書	技術提案書において、市内企業名（下請・資材）と予定金額を記載しない場合は、評価の対象にはならないでしょうか。	提案書類作成要領に基づき、下請や資材の予定金額を記載しない場合、応募資格の有無が確認できないため、応募は無効とします。
111	提案書類作成要領	完成予想図	提案内容を説明するための完成予想図（パース）について、使用することは可能ですか。	技術提案書の内容は自由ですので、完成予想図（パース）の使用も可能です。
112	様式第3号	共同企業体	共同企業体結成届には、設計業務企業と工事監理業務企業は明記しなくてもよろしいでしょうか。施工業務企業のみ明記し、様式第4号で、設計業務企業と工事監理業務企業を明記すればよろしいでしょうか。	様式第3号の共同企業体結成届には、共同企業体の構成員となる「設計業務」「工事監理業務」「施工業務」を行う企業を全て記入するものとします。また、様式第4号の応募者概要書については共同企業体の構成員となる企業全て記入するものとします。
113	様式第3号	共同企業体	様式第3号共同企業体結成届は、設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、施工業務を行う者による共同企業結成届でしょうか。それとも施工業務を行う者のみによる共同企業体結成届でしょうか。前者の場合であれば、乙型（異業種）共同企業体を結成し、市と事業契約を締結するというのでしょうか。	様式第3号の共同企業体結成届には、共同企業体の構成員となる「設計業務」「工事監理業務」「施工業務」を行う企業を全て記入するものとします。また、本共同企業体は乙型（分担施工方式）とします。
114	様式第4号	応募者概要	応募者概要の名称・所在地ですが、本社を記載すればよろしいでしょうか。若しくは、豊中市に登録された本支店でしょうか。どちらを記載すればよろしいでしょうか。	様式第4号 1.応募者概要 において、上3行の「名称・所在地・設立年月日」は構成員となる者の名称・所在地・設立年月日をご記入下さい。
115	様式第4号	応募者概要	担当部署の記載ですが、豊中市と連絡が取れる所在地・本支店名・担当者名・電話番号でよろしいでしょうか。	様式第4号 1.応募者概要 において、担当部署欄は本事業を実際に担当される部署名・担当者氏名・電話番号を記入するものとします。
116	様式第4号	応募者概要	様式第4号応募者概要書の1 応募者概要は本社の名称・所在地、担当部署は市との連絡窓口となる部署（支店等）を記載すればよろしいでしょうか。担当部署連絡先には部署名・担当者氏名・電話番号を記載すればよろしいでしょうか。	様式第4号 1.応募者概要 において、上3行の「名称・所在地・設立年月日」は構成員となる者の名称・所在地・設立年月日をご記入下さい。なお、担当部署欄は本事業を実際に担当される部署名・担当者氏名・電話番号を記入するものとします。
117	様式第4号	応募者概要	施工業務企業が記載の場合、建築士事務所登録ですが、建設業許可、許可番号と許可有効期限に変更してもよろしいでしょうか。	様式第4号 1.応募者概要 において、施工業務を行う者の場合の書式を豊中市ホームページに掲載します。設計業務、工事監理業務及び施工業務を行う企業は全て本様式に記入するものとします。

番号	資料	項目	質問	回答
118	様式第4号	応募者概要	様式第4号応募者概要書の1応募者概要において、施工業務を行う者の場合は、「建築事務所登録」⇒「建設業許可」、「登録番号」⇒「許可番号」、「登録年月日」⇒「許可の有効期間」に変更すればよろしいでしょうか。	様式第4号 1.応募者概要 において、施工業務を行う者の場合の書式を豊中市ホームページに掲載します。設計業務、工事監理業務及び施工業務を行う企業は全て本様式に記入するものとします。
119	様式第4号	技術職員の資格・担当制人数	施工業務企業を記載の場合、資格項目欄は、一級建築施工管理技士、一級建築士とその他の3項目とし、（意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・合計）項目欄は、削除し、各項目欄の変更をさせて頂いてもよろしいでしょうか。	様式第4号 2.技術職員の資格・担当制人数 において、各項目欄は変更せずそのまま使用するものとします。
120	様式第4号	技術職員の資格・担当制人数	様式第4号応募者概要書の2技術者の資格・担当制人数の記載表において、施工業務を行う者の場合は、資格者は一級建築施工管理技士、一級建築士の人数を記入すればよろしいでしょうか。（意匠、構造等の区分は削除）	様式第4号 2.技術職員の資格・担当制人数 において、各項目欄は変更せずそのまま使用するものとします。
121	様式第4号	添付資料	パンフレットや会社組織図は、弊社既存のパンフレット・組織図を添付資料として使用させて頂いてもよろしいでしょうか。	応募書類に関する内容は、応募書類作成要領のとおりです。
122	様式第4号	添付資料	建設業許可証明書の写しですが、大臣許可の場合、令和2年4月1日以降、発行が廃止になっております。最新版が入手不可ですので、発行日が古い日付ですが許可の有効期限が切れていない事が解かればよろしいでしょうか。	建設業許可証の写しについて、許可内容が適切か確認ができるのであれば、発行日は最新でなくても問題ありません。
123	様式第5号 (様式第8号)	受託業務実績	施工業務企業を記載の場合、応募者の受託業務実績を応募者の施工実績、設計業務期間を施工業務期間、受託金額を請負金額、業務概要を工事概要と変更させて頂いてもよろしいでしょうか。	様式第5号については、一部訂正したものを公表しますので、本様式を変更せずご使用ください。様式第8号も同様とします。
124	様式第5号 (様式第8号)	受託業務実績	様式第5号応募者の受託業務実績において、記載表には「新築・改築・改修」となっていますが、募集要項の設計業務・工事監理業務を行う者の応募資格要件では新築または増・改築の業務実績、施工業務を行う者の応募資格要件では新築、増築又は大規模改修工事の施工実績となっています。様式第5号に増築の種目を追加してよろしいでしょうか。	様式第5号については、一部訂正したものを公表しますので、本様式を変更せずご使用ください。様式第8号も同様とします。
125	様式第5号	受託業務実績	様式第5号応募者の受託業務実績において、設計業務及び工事監理業務を同一の者が行う場合、設計業務、工事監理業務、それぞれの受託業務実績を提出するものと理解してよろしいでしょうか。	設計業務、工事監理業務及び施工業務それぞれの受託業務実績を提出するものとします。
126	様式第5号	添付資料	施工実績確認資料について、契約書・設計図書の前用としてコリンズの写しを使用させて頂いてもよろしいでしょうか。	様式第5号に添付する実績資料については、コリンズ、テクリス等の写しも可能です。
127	様式第5号	添付資料	様式第5号応募者の受託業務実績に添付する業務実績を証明する書類（契約書等）の写しは、コリンズ、テクリスでもよろしいでしょうか。	様式第5号に添付する実績資料については、コリンズ、テクリス等の写しも可能です。
128	様式第6号 様式第7号 様式第8号	業務責任者	業務責任者は、構成員の所員で有れば、代表企業以外・設計業務企業以外からでもよろしいでしょうか。	業務責任者は、代表企業から選任するものとします。
129	様式第6号 様式第7号 様式第8号	業務責任者	業務責任者は、現場代理人又は監理技術者が業務を兼務してもよろしいでしょうか。	業務責任者は、現場代理人又は監理技術者との兼務を可能とします。
130	様式第6号 様式第7号 様式第8号	業務責任者	業務責任者は、工事期間中においては現地で常駐でしょうか。	業務責任者の現場常駐は、任意とします。
131	様式第6号 様式第7号 様式第8号	業務責任者	業務責任者の資格要件・実績は、必要でしょうか。例えば、設計実績、施工実績又は設計施工一括実績。	業務責任者の資格要件・実績は、様式第7号及び様式第8号の記載のとおりとします。
132	様式第6号 様式第7号 様式第8号	業務責任者	業務責任者の役割・業務内容は、どのような事が求められますでしょうか。	業務責任者は、本業務の実施についての統括管理を行うと共に、本契約に基づく受託者の行為に関し、受託者を代表する権限を有することとします。また、本事業における全ての統括業務全般を行うものとします。

番号	資料	項目	質問	回答
133	様式第6号 様式第7号 様式第8号	業務責任者	業務責任者を選任するにあたり下記事項をご教示願います。 ①業務責任者に求められるもの、資質（設計業務・工事監理業務・施工業務の事業全体をマネジメントできる者等）	業務責任者は、本業務の実施についての統括管理を行うと共に、本契約に基づく受託者の行為に関し、受託者を代表する権限を有することとします。また、本事業における全ての統括業務全般を行うものとします。
134	様式第7号	入社日の記載	募集要項（4）（ア）②管理技術者の過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する方法として、様式第7号に入社日を記載することで宜しいでしょうか。	技術者等経歴については、様式第7号の職歴、業務経歴等に記載ください。
135	（仮称）南校建設工事に伴う地中埋設物及び外壁調査委託調査報告書	調査結果	3. 外壁石綿調査結果がありますが、石綿含有範囲図（立面図等）をご配布願います。また、その他外装、内装及び設備配管等の石綿調査資料がありましたらご配布願います。	外装材のモルタルは、全て石綿含有しているものとします。また、内装及び設備配管等の石綿調査については、本事業において実施するものとします。
136	（仮称）南校建設工事に伴う地中埋設物及び外壁調査委託調査報告書	調査結果	【巻末資料】資料2計量証明書（地中埋設物調査）の資料内にダイオキシンの分析結果がありますが、土壌は全て基準値1000ng-TEQ/g以下としてよろしいでしょうか。	ダイオキシン等の分析結果については、資料3（仮称）南校建設工事に伴う地中埋設物及び外壁調査委託調査報告書のとおりとします。
137	（仮称）南校建設工事に伴う地中埋設物及び外壁調査委託調査報告書	調査結果	資料3-1及び3-2の地中埋設物の分析結果では、六価クロムは土壌汚染対策法の土壌溶出量基準の最大6倍、ふっ素は同3倍程度のため、本敷地の土壌汚染状況を第二溶出量基準に適合する土地と想定してよろしいでしょうか。	地中埋設物の分析結果については、資料3（仮称）南校建設工事に伴う地中埋設物及び外壁調査委託調査報告書のとおりとします。
138	現況平面図	地盤高	プロポーザル公募資料の資料4現況平面図における地盤高（GH表記）と参考資料1-1及び参考資料1-2千成小学校地質調査（昭和45年10月）における地盤高（FL表記）の関連性をご教示願います（土壌汚染対策の範囲を検討する際、昭和45年10月地質調査における地盤高と現状地盤高の差異を確認するため）。	地盤高については、資料4現況平面図のとおりとします。
139	—	配布資料	公表された千成小学校、せんなりこども園の過去図面一式において、千成小学校校舎部分の図面一部（別途添付資料に明記）及びプールの図面一式が欠落していたので公表願います（躯体数量、杭数量の算定できない）。	千成小学校、せんなりこども園の過去図面一式については、窓口で提供したデータが全てとなります。
140	—	配布資料	敷地周辺のインフラ敷設状況図があればご提示ください。	敷地周辺のインフラ敷設状況については、各管理者に問い合わせるものとします。
141	—	配布資料	要求水準書で同等以上とされている（仮称）庄内さくら学園北校新校舎の建築図、構造図、設備図を提供下さい。その他、家具、設備機器、什器、備品等の仕様が分かる資料もご提示ください。	（仮称）庄内さくら学園北校新校舎の参考図面については、窓口で提供しています。なお、（仮称）庄内さくら学園北校新校舎の参考図面で設備図面については追加で提供します。
142	—	配布資料	現況詳細図、設備図等の受領もしくは閲覧は可能でしょうか。	豊中市ホームページに掲載しているとおり、豊中市役所第二庁舎5階の財務部施設課で提供します。
143	—	配布資料	計画地の地盤調査資料があればご提示ください。	提供資料は、豊中市ホームページに公表している資料が全てとなります。